平成２１年（フ）第５９６号
川崎市幸区鹿島田965番地１　森林プラザ新川崎205
債務者　小田嶋一民
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―451
債務者　平野美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
川崎市宮前区犬蔵２丁目21番17号
債務者　濱村　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
川崎市川崎区小田４丁目１番７号　大和荘101
債務者　和野内光治
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３４号
川崎市川崎区小田４丁目１番７号　大和荘101
債務者　和野内聡子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
川崎市川崎区桜本２丁目３番５号
債務者　吉野　正明
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
神奈川県足柄上郡大井町西大井552番地４、旧住所神奈川県中郡大磯町国府本郷68番地11
債務者　廣木　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３３号
神奈川県伊勢原市板戸93番地の１　スカイコート前田301号
債務者　村山　智彦
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５４号
神奈川県小田原市飯泉869番地の３
債務者　岡田　　護
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６６９号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2409番地２
債務者　仁藤　啓子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６７１号
神奈川県厚木市関口133番地８
債務者　前田　修宏
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８２号
神奈川県平塚市中里36番26―205号　アクセス中里、旧住所神奈川県平塚市豊原町19番25号　西海アパート
債務者　片倉　京子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６９０号
神奈川県平塚市明石町27番11号　高橋アパート
債務者　小林　武雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０２号
神奈川県平塚市田村８丁目22番９―202号　コーポリバーサイド
債務者　彌久保理恵
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０４号
新潟県新潟市東区中山５丁目２―12　レオパレスプレジデント202、住民票上の住所新潟県新潟市江南区城山４丁目５番１号
債務者　小林　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１０号
新潟県新潟市南区十二道島48番地の２
債務者　木村　一巳
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７４号
新潟県新潟市西区小針３丁目21番１号　コーポ新宿Ｂ棟７号
債務者　保科　利治
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部